

2023年8月9日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 埴田 和史

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4

平和と労働センター6階

TEL: 03-5842-5601 e-mail: info@inoken.gr.jp

## 建設アスベスト給付金制度についての改善要請書

平素より、国民のいのちと暮らしを守るため、厚生労働行政のみなさんがご奮闘いただいていることに深く敬意を表します。

さて、建設アスベスト給付金制度が施行され1年半余りが経過しました。2023年6月末までに、およそ4600人の被災者が認定されています。

私たち働くもののいのちと健康を守る全国センターは、建設アスベスト訴訟原告のみなさんが願っている「被害者全員の救済を」の実現をめざし、関係する労働組合・団体、医療機関関係者などと懇談を重ねてきました。その中で、給付金申請にあたっての「情報提供サービス」を含め、給付を得られるまで相当の日数がかかっているケースの存在が認められました。給付金制度は、国の責任で速やかに被害者に対して給付を行うべきものです。

つきましては、建設アスベスト給付金制度に関し、下記のとおり改善を行うよう求めます。

### 記

1. 労災情報提供サービスについては、情報を迅速に提供すること。情報提供サービス不可の場合には、申請者に対しその理由を速やかに通知すること。
2. 給付金の申請後、速やかに審査すること。そのためにも認定審査を担当する人員を増やすこと。
3. 認定審査にあたっては、以下の事項を改善すること。
  - (1) 5年以上経過しているため医療機関で廃棄が多いX線写真の提出や、過去20年間の医療記録の提出まで求めないこと。
  - (2) 勤務していた事業場に対する詳細な調査は中止すること。
  - (3) 「石綿肺」の申請について、胸部CT所見の細かい記載は求めず、じん肺管理区分申請の際に添付する3号用紙を最大限活用すること。
  - (4) 石綿肺とは診断されずに「じん肺」で労災認定された労働者についても、石綿作業に従事した期間、内容を重視して審査対象とすること

以上